

区 分	物 質 名
	6 次亜塩素酸カルシウムその他の次亜塩素酸塩類
4 引火性の物	<p>1 エチルエーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素その他の引火点が零下30度未満の物</p> <p>2 ノルマルヘキサン、酸化エチレン、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトンその他の引火点が零下30度以上零度未満の物</p> <p>3 メタノール、エタノール、キシレン、酢酸ノルマルーペンチル（別名酢酸ノルマルーアミル）その他の引火点が零度以上30度未満の物</p> <p>4 燈油、軽油、テレピン油、イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）、酢酸その他の引火点が30度以上65度未満の物</p>
5 可燃性のガス	（水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の温度15度、1気圧において気体である可燃物のものをいう。）

(資料7)

消防法に基づく危険物

分類	名称	危険物の種類
第1類	酸化性固体 (塩素酸塩類、 無機過酸化物等)	燃焼の際の酸素供給源となり、可燃物の燃焼を促進させる物質で多くは不燃性であるが、加熱、摩擦、衝撃、によってそれ自体爆発する危険がある。また燃焼性のある物質は、それ自体の燃焼危険のほかに加熱などによる爆発、異常反応などの危険がある。
第2類	可燃性固体 (マグネシウム粉、 金属粉等)	燃えやすい性状のある常温で固体の物質であるが、燃焼の際、亜硫酸ガス等有害なガスを出すものがある。また、この類に属する物質を粉状で取り扱う場合は、これを空気中に浮遊させると粉じん爆発を起す危険がある。
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質 (カリウム、ナトリウム等)	水と接触すると化学反応を起し、種々の危険をもたらす物質で、水と接触すると直ちに発火するもの、可燃性ガスを出すもの、多量の熱を出すものがある。
第4類	引火性液体 (ガソリン、灯油等)	可燃性の液状物質で、水より軽く、水に溶けず、また蒸気は空気より重いものが多く各種の危険がある。
第5類	自己反応性物質 (有機過酸化物ニトロ化合物等)	酸素を含有する可燃性の物質で、他から酸素の供給を受けなくても燃焼する物質。加熱、摩擦、衝撃で爆発する。
第6類	酸化性液体 (過酸化水素、硝酸等)	強い酸類で、酸化性を持つ物質で、それ自体不燃性であるが可燃物と接触しているとそれを発火させたり、水と混合すると激しく発熱し、また、分解して刺激性の強い有害なガスを発生するものである。

(資料8) 特定化学物質の規制内容

詳細は、特定化学物質等予防規則の冊子より記載する。

(4) 特定化学物質等障害予防規則

法令	区分	物質名	令区分									第一類物質	物質							
			(製造禁止物質)	1 黄リンマツチ	2 およびその塩	3 およびその塩	4 アモサイト	5 クロシドライト	6 およびその塩	7 ビス(クロロメチル)	8 およびその塩		9 ベンゼンゴムのり	1 およびその塩	2 およびその塩	3 塩素化ビフェニル	4 およびその塩			
労働安全衛生法	区分	禁止物質																		
		特定第1類物質																		
		特定第2類物質																		
		管理第2類物質																		
		第3類物質等特別管理物質																		
労働安全衛生法	14	作業主任者の選任																		
		製造等の禁止		○	○	○	○	○	○	○	○									
		製造の許可																		
		表																		
		労働衛生教育(雇入時)																		
労働安全衛生法	67	健康管理手帳																		
		対象要件			3ヶ月		(注)6	(注)6			3年	3ヶ月								
		第1類物質の取扱い設備																		
		特定第2類物質等の製造に係る設備																		
		特定第2類物質または管理第2物質に係る設備																		
特定化学物質等障害予防規則	区分	局排の性能														制	制	0.5 mg/m <sup>3</sup>	制	
		用後処理装置の設備																		
		ぼろ等の処理																		
		漏えいの防止																		
		床の構造																		
		立入り禁止の措置																		
		容器等																		
		作業環境の測定																		
		実測結果の評価																		
		30																		
		30																		
		3																		
		30																		
		0.1 mg/m <sup>3</sup>																		
		37																		
38																				
38の2																				
38の3																				
38の4																				
第5章の2																				
39																				
40																				
42																				
53																				

(注) 1 「健康管理手帳」の「要件」の欄中の数字は、健康管理手帳の交付要件としての当該業務の従事期間を示す。  
 2 「局排の性能」の欄中、数字は「厚生労働大臣が定める値」を示し、「制」とあるのは「厚生労働大臣が定める値」で、次のものである。  
 3 「作業環境測定」および「健康診断」の「記録の保存」の欄中の数字は、保存年数を示す。

物質の性状	制御風速
ガス状のもの	0.5m/sec
粒子状のもの	1.0m/sec



法令		規制内容		物質名		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
				シアン化水素	シアン化ナトリウム	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジ アミノジフェルニルメタン	臭化メチル	重クロム酸	およびその塩	水銀	ネトリレンジイソシアト	ニッケルカルボニル	ニトログリコール	パラジメチルアミン	アゾベンゼン	パラニトロクロロ	ベンゼン	弗化水素	ベータプロピオラク	ベンゼン			
区分	禁止物質 特定化学物質等	第1類物質																					
		第2類物質	○		○	○						○	○			○	○	○	○	○	○		
		オーラミン等																					
		管理第2類物質		○						○	○				○								
		第3類物質等 特別管理物質	○		○	○				○						○	○	○	○	○	○	○	
労働安全衛生法	14	作業主任者の選任	製造の取扱い	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	55	製造等の禁止																					
	56	製造の許可																					
	57	表示			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	59	労働衛生教育(雇入時)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
67	健康管理手帳	対象要件							4年														
特定化学物質等障害予防規制	3	第1類物質の取扱い設備																					
	4	特定第2類物質等の製造に係る設備	密閉式局排	○		○	○					○	○			○	○	○	○	○	○		
	5	特定第2類物質または管理第2物質に係る設備	密閉式局排	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	7	局排の性能		11 mg/m <sup>3</sup> または10ppm	5 mg/m <sup>3</sup>	制	60 mg/m <sup>3</sup> または15ppm	0.1 mg/m <sup>3</sup>	0.05 mg/m <sup>3</sup>	0.12 mg/m <sup>3</sup> または0.02ppm	0.007 mg/m <sup>3</sup> または0.001ppm	1.2 mg/m <sup>3</sup> または0.2ppm	制	1 mg/m <sup>3</sup>	2 mg/m <sup>3</sup> または3 ppm	制					30 mg/m <sup>3</sup> または10ppm		
	9	用後処理装置の設備	除じん			○																	
	12		排ガス																				
	12の2	ばら等の処理																					
	第4章	漏えいの防止																					
	21	床の構造																					
	24	立入り禁止の措置																					
	25	容器等																					
	36	作業環境の測定	実施記録の保存	3	3	30	3	30	3	3	30	3	30	3	30	3	3	3	30	30			
			測定結果の評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	36の2	管理濃度		5 ppm	5 mg/m <sup>3</sup>	0.005 mg/m <sup>3</sup>	5 ppm	0.05 mg/m <sup>3</sup>	0.05 mg/m <sup>3</sup>	0.005 ppm	0.001 ppm	0.05 ppm					1 mg/m <sup>3</sup>	3 ppm	0.5 ppm	10 ppm			
	37	休憩室																					
	38	洗浄設備																					
	38の2	飲食等の禁止																					
	38の3	掲示																					
	38の4	作業記録																					
	第5章の2	特別規制																					
39	健康診断	雇入れ、定期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○*	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
40		配転後記録の保存	5	5	30	5	30	5	5	5	5	30	5	30	5	5	30	30					
42	緊急診断																						
53	記録の報告																						

